

湖東圏域エンディングノート協働発行および普及啓発事業者募集要項

1 目的

この要項は、自分らしく最期をどう生きるか、これからの人生のあり方を考えるきっかけとなる冊子である湖東圏域エンディングノート（以下「冊子」という。）の協働発行および普及啓発業務を行う事業者の募集について、必要な事項を定めるものとする。

なお、この事業については、企画提案を選定された者（以下「発行事業者」という。）が、自らの責任で募集する広告収入等にて財源を確保する方法により、企画・編集・印刷・納品等の冊子製作および普及啓発に係る全ての経費を彦根市が負担することなく発行するものである。

2 応募対象事業

- （１）事業内容 エンディングノートの冊子製作（企画・編集・印刷・製本・納品等）および普及啓発
- （２）発行部数 2,500部
- （３）仕様 別紙「エンディングノート協働発行および普及啓発事業仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

3 応募資格

- （１）地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項の規定に該当しない者であること。
- （２）彦根市入札参加資格者登録業者区分（その他（広告代理、催事企画・運営））に登録していること。または入札参加登録の資格相当があると認められること。
- （３）令和2年度以降において、地方公共団体のエンディングノートの製作実績が複数あること。

4 応募方法等

応募は、次の書類を提出することとする。

- （１）提出書類
 - 参加申込書（様式1-1、1-2） 1部
 - 企画提案書（様式自由） 5部
 - 実績を確認できる成果品見本、会社概要 各 5部

※なお、提案内容については、協定締結時に再度協議を行う。

彦根市入札参加者登録業者でない場合は登録時に提出する書類 1部
- （２）提出期限 令和7年9月9日（火）午後4時45分（必着）
- （３）提出先 彦根市高齢福祉推進課
(滋賀県彦根市八坂町1900番地4くすのきセンター2階)
- （４）提出方法 郵送または持参
郵送については送付記録が確認できるもの（レターパック等）とする。

5 応募資格の欠格

- (1) 応募資格の要件を満たさない場合
- (2) 提出期限までに提出書類を提出しなかった場合
- (3) その他、本要項の規定に違反した場合

6 質問の受付

質問は電子メールで受け付ける。「質問票（様式2）」を作成し、彦根市高齢福祉推進課まで提出すること。また、提出する場合は、事前に電話にて連絡すること。

- (1) 質問受付 令和7年8月28日（木）正午まで

質問内容を取りまとめ、質問および回答を本市のホームページ上で掲載する。

（質問者名は非公開）

その回答は、仕様の追加または修正とみなす。

- (2) 回答日 令和7年9月3日（水）

7 選定方法

提出書類に基づき、業者選定審査会において審査し決定する。

選定の結果は、全応募者に文書で通知する。

8 その他

- (1) 応募に係る一切の費用は応募者の負担とする。

なお、提出書類は返却しない。

- (2) 冊子の作成については、彦根市および彦根愛知犬上介護保険事業者協議会との協議の下、進めることとする。

【書類の提出先・問合せ先】

彦根市福祉保健部高齢福祉推進課 担当：黒木

〒522-0057 彦根市八坂町 1900 番地 4（くすのきセンター 2 階）

TEL. 0749-24-0828 FAX. 0749-24-5870

E-mail kourei@ma.city.hikone.shiga.jp